

新潟市西川野球場の管理運営について

掲示用

地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理について、「指定管理者制度」が創設されました。

この制度は、公の施設に係る管理主体の範囲を民間事業者まで広げることにより、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。

市では、施設の機能を生かした効果的・効率的な管理運営を図るために、指定管理者制度への移行に努めてきたところです。

この度、指定管理者が、公の施設を適切に管理運営し、良好なサービスを提供しているかを確認・評価しましたので、評価の結果について掲示します。

評価対象の指定管理者	西川地域コミュニティ協議会
評価対象の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日

1.施設サービス提供 (施設そのものを市民に提供することで、協定等で定めるサービスが実施できているか)

※1 ※2

評価項目	評価	新潟市西蒲区役所地域課コメント欄
1 利用時間等	○	
2 適正な人員配置	○	
3 施設の提供	○	
4 管理運営に関する基本方針	○	
5 案内等の対応と接遇	◎	
6 要望や苦情等への対応	◎	
7 緊急体制(事故・救急等)	○	
8 利用実績	○	

2.事業(市の事業、自主事業) (施設を利用して市民に提供している事業について、協定等で定める内容が実施できているか)

評価項目	評価	新潟市西蒲区役所地域課コメント欄
1 情報提供	◎	
2 サービス向上の観点	○	B 市民への情報提供は適切に行われており、アンケートにより要望や苦情を事業運営に活かしている。

3.施設の管理 (施設自体の保守管理、修繕や、震災等への対応等)

評価項目	評価	新潟市西蒲区役所地域課コメント欄
1 建物保守管理等	○	
2 個人情報保護	○	
3 備品等の管理	○	
4 清掃・警備等	○	
5 修繕	◎	
6 再委託	○	
7 災害等への対応	○	
8 関係団体、地域との連絡調整	◎	
9 管理記録	○	

4.歳入歳出 (協定における収支計画等に沿っているか、経費等の縮減はできているか)

評価項目	評価	新潟市西蒲区役所地域課コメント欄
1 管理経費等の縮減	◎	
2 使用料収入	○	
3 利用者増等	○	B 利用者は横ばいではあるが、条例改正により使用料収入が前年比で150%を超えた。また、管理記録の基礎データ取りまとめを省力化するなど、効率的な運営のための土台を構築した。

5.総合評価 (上記の1から4を踏まえての総合評価)

指定管理初年度である平成27年度、当施設においては、条例改正により使用料が増額（一部有料化）となった。他の体育施設の状況も絡むため、利用者数や使用料収入の増減への影響が前年までの動向とはかなり異なる中で、例年並みの利用があり、使用料収入も大きく増加した。使用料の増額について丁寧に利用者の問い合わせに応えるなど日ごろの積み重ねがあり、施設の情報発信やアンケートによる利用者ニーズの把握に積極的に取り組んだ成果と考えられる。

また、地域との密接で良好な関係を維持し運営に活かすとともに、各種管理記録の電子化・省力化を進めるなどコスト意識を持ち経費節減に努め管理にあたっている。

指定管理者として優良と評価できる。

※1 各評価項目ごとに「◎」「○」「△」「×」の4段階で評価

- ◎ :仕様を超えるなど、「○」ランク以上の特にめざましい成果があった。
- :事業計画や仕様書を基に協議により定めたサービス水準を達成した。
- △ :「改善指導書」など市が相当程度指導するなどして何とか水準をクリアーできた。
- × :仕様、サービス水準達成できなかった。

※2 「1. 施設サービス提供」～「4. 歳入歳出」について「A」から「D」の4段階で評価

- A :多くの評価項目において「◎」があり、残りの項目についても全て「○」である場合。
- B :全ての項目が「○」以上である場合。
- C :「△」の項目が1つでもある場合。
- D :「×」の項目が1つでもある場合。

評価に関するお問い合わせ先 西蒲区役所地域課 文化・スポーツ係 0256-72-8194(直通)